

令和 7 年 8 月 2 6 日
西棟 8 階第 9 会議室 B
午後 1 時 3 0 分 ～

令和 7 年度 第 1 回 杉並区地域福祉施策推進懇談会 次 第

- 1 開会
- 2 懇談会の概要について ＜資料 1＞
- 3 委員自己紹介 ＜資料 2＞
- 4 懇談会の運営について
- 5 議題
 - (1) 杉並区地域福祉推進計画の取組状況確認・評価等について ＜資料 3＞
 - (2) 意見交換 ＜資料 4＞
 - ①地域福祉における課題や団体等の取組について
 - ②困難な問題を抱える女性への支援について
- 6 その他
- 7 閉会

【配布資料】

資料 1 杉並区地域福祉施策推進懇談会運営要綱

資料 2 杉並区地域福祉施策推進懇談会委員名簿

資料 3 杉並区地域福祉推進計画 令和 6 年度取組状況

資料 4 地域福祉・困難な問題を抱える女性への支援に関する区の新たな取組・課題

参考資料 杉並区地域福祉推進計画 概要

杉並区地域福祉施策推進懇談会運営要綱

令和 6 年11月18日

杉並 第 45514 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、杉並区地域福祉施策推進懇談会（以下「懇談会」という。）の運営に関し、必要な事項について定めるものとする。

(目的)

第 2 条 懇談会は、杉並区地域福祉推進計画（以下「計画」という。）の推進に関し、次に掲げる事項について、広く意見を聴くことを目的とする。

- (1) 計画の推進に関すること。
- (2) 地域福祉施策の推進に関すること。
- (3) その他保健福祉部長が必要と認めた事項

(構成)

第 3 条 懇談会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学識経験者 3 人以内
 - (2) 区内関係団体等から推薦を受けた者 6 人以内
 - (3) 地域福祉に関する活動を行う者 6 人以内
 - (4) その他保健福祉部長が必要と認める者
- 2 構成員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第 4 条 懇談会は、必要に応じて保健福祉部長が開催する。

- 2 懇談会の司会及び進行については、懇談内容ごとに適した者を選出する。
- 3 保健福祉部長は、必要があると認めるときは、前条に掲げる者以外の者又は関係職員の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(会議の公開)

第 5 条 懇談会は、公開とする。ただし、保健福祉部長は、必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

(庶務)

第 6 条 懇談会の庶務は、保健福祉部管理課において処理する。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、保健福祉部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年12月 2 日から施行する。

令和 7 年度 第 1 回 杉並区地域福祉施策推進懇談会 委員名簿

No.	選出分野	所 属	氏 名
1	学識経験者	日本社会事業大学 社会福祉学部福祉計画学科 教授	ヒシヌマ ミキオ 菱沼 幹男
2		地方独立行政法人 東京都健康長寿医療センター研究所 研究副部長	ムラヤマ ヒロシ 村山 洋史
3	関係団体等推薦	杉並区民生委員・児童委員協議会 和田堀地区	モリタ ジュン 森田 準
4		杉並区保護司会 会長	アヤベ シンサク 綾部 晋策
5	地域福祉に関する活動を行う者	NPO法人 ゆるゆるm a ～m a 理事長	ショウツザキ アキコ 小松崎 明子
6		NPO法人 おでかけサービス杉並 理事長	アキヤマ シオリ 秋山 糸織
7		NPO法人 プロップK 理事長	イシヤマ ケイコ 石山 恵子
8		まちナカ・コミュニティ西荻みなみ 代表理事	アキヤマ フサコ 秋山 成子
9		一般社団法人 ひきこもりU X会議 理事	イシザキ モリト 石崎 森人
10		社会福祉法人 杉並区社会福祉協議会 地域支援課長	タケシマ ミホ 竹嶋 美歩
11		公益社団法人 杉並区成年後見センター 主任相談員	ナカツ ヨシタカ 中津 吉孝

【事 務 局】

所 属	氏 名
保健福祉部長	岡本 勝実
保健福祉部計画調整担当課長	土田 昌志
保健福祉部管理課計画調整担当係長	吉田 和代
保健福祉部管理課計画調整担当	岡部 亮太

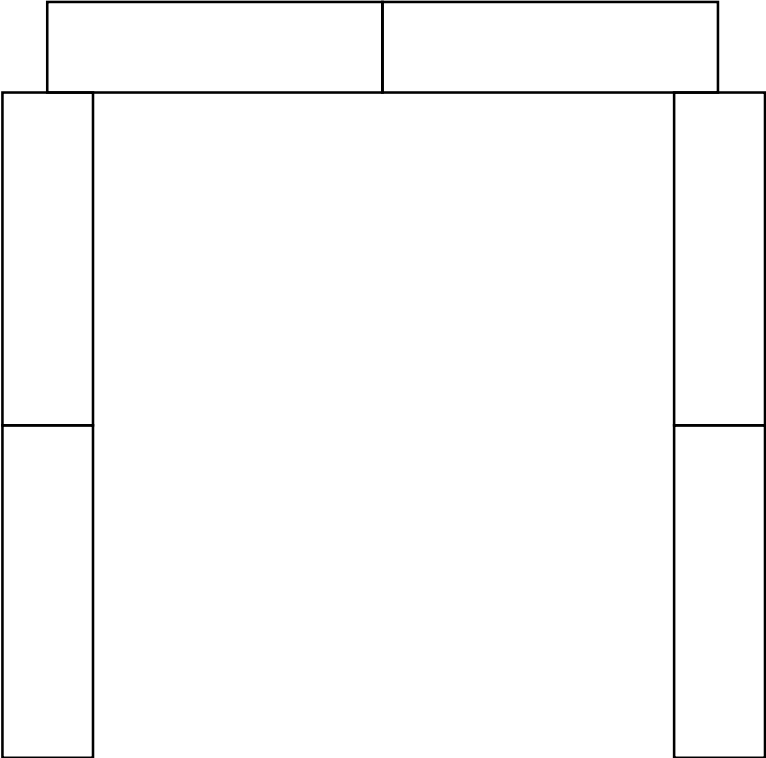
裏面席次表あり

令和7年度第1回 杉並区地域福祉施策推進懇談会 席次表

杉並区成年後見センター
主任相談員 中津 吉孝

杉並区社会福祉協議会
地域支援課長 竹嶋 美歩

日本社会事業大学
教授 菱沼 幹男



ひきこもりU×会議
理事 石崎 森人

まちナカ・コミュニティ
西荻みなみ
代表理事 秋山 成子

プロップK
理事長 石山 恵子

おでかけサービス杉並
理事長 秋山 糸織

東京都健康長寿医療センター
研究所 研究副部長 村山 洋史

杉並区民生委員児童委員協議会
和田堀地区 森田 準

杉並区保護司会
会長 綾部 晋策

ゆるゆるma～ma
理事長 小松崎 明子

事務局

計画調整担当
岡部 亮太

計画調整担当係長
吉田 和代

計画調整担当課長
土田 昌志

保健福祉部長
岡本 勝実

関係職員



杉並区地域福祉推進計画 令和6年度取組状況

- ・ 区の取組は、区政経営計画書で定めた「主要事業」「実行計画」の主な取組について記載しています。
- ・ 杉並区社会福祉協議会の取組は、杉並社協地域活動計画に基づいています。

施策1 地域における支え合い・助け合いの取組の充実

<施策の概要>

目標	●誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちの実現に向け、制度や分野に捉われな い生活課題を地域の中で解決する仕組みづくりを進めるとともに、関係団体等との連携のもと、 地域における支え合い・助け合いの取組を推進します。 ●大規模災害発生時においても、共助の仕組みが機能するように、災害時要配慮者支援対策を着実 に実施し、誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めます。	
事業	1 地域における支え合い・助け合いの推進	3 地域活動団体等との協働
	2 地域の見守り体制の充実	4 災害時における地域の支え合いの推進

<施策指標>

No.	指標名	実績			計画
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和9年度
1	地域支え合いの仕組みづくり事業活動件数	817件	1,450件	1,706件	2,000件
2	災害時要配慮者 地域のたすけあいネットワーク (地域の手) 新規登録者数	1,385人	1,705人	1,432人	1,700人

<施策の取組状況>

高齢・障害・子ども・生活困窮分野等の関係者による重層的支援会議を設置し、包括的な相談支援につ
いて検討・調整を行いました。また、「地域福祉コーディネーター」を西荻、荻窪地域に加え、新たに高
円寺地域に配置し、3地域で計230件の相談を新たに受け付け、住民や関係機関と共に地域が抱える生活課
題の解決に向けて取り組みました。

「地域のたすけあいネットワーク（地域の手）」については、登録者数の増に向けて、避難行動要支援
者名簿登載者のうち「地域の手」未登録者への一斉登録勧奨、広報紙や区ホームページへの掲載、福祉関
係事業者による対象者への働きかけの依頼など、様々な手段で制度の周知を図り、新規登録者数は計画数
(1,700人)には至らなかったものの、登録者数は令和5年度と比べほぼ横ばいの10,600人となっています。
また、災害時要配慮者の避難先の確保に向けて、新たに民間福祉施設3所との間で福祉救済所開設の協定
を締結し、災害時における要配慮者受入体制の強化を図りました。災害時における取組については、災害
や感染症等に備え、保健所の体制整備等に取り組んだほか、医療関係機関との連絡会や医療救護訓練等
を実施し、関係機関等との連携を強化しました。

○令和6年度の主な取組（主要事業等）

- 事業1 地域における支え合い・助け合いの推進
 - ・ 地域支え合いの仕組みづくり事業の推進
 - ・ 生活支援体制整備事業の推進
- 事業2 地域の見守り体制の充実
 - ・ たすけあいネットワーク（地域の手）の実施 ほか
- 事業3 地域活動団体等との協働
 - ・ 地域活動団体への支援
- 事業4 災害時における地域の支え合いの推進
 - ・ 地域のたすけあいネットワーク（地域の手）登録者増に向けた取組の充実 ほか
 - ・ 災害ボランティアセンターの機能強化
 - ・ 医療救護が必要な災害時要配慮者等の支援体制の充実

<主な取組>

No. 1	事業1 地域における支え合い・助け合いの推進	担当
	地域支え合いの仕組みづくり事業の推進	在宅医療・生活支援センター
6年度 取組 成果	地域が抱える生活課題の解決に住民や関係機関と共に取り組む地域福祉コーディネーターを西荻、荻窪地域に加え、新たに高円寺地域に配置し、230件の新規の相談を受け付けました。また、地域団体や住民と協力し、身近な地域に居場所や集える場を増やすとともに、そうした場でちょっとした困りごとや疑問について地域で考える機会を設けることで、区民が主体となった地域づくりを支援しました。 令和6年度から重層的支援会議を設置し、切れ目ない支援体制の構築に向けた今後の取組方法や課題の共有を行いました。併せて、複数分野にまたがる相談を受けた際に適切な関係機関を検索できる「相談支援検索ツール」の稼働により、職員等の相談対応スキルの向上を図りました。 ○地域福祉コーディネーターの相談受付件数 230件（令和5年度177件）	
課題の 分析	住民が複雑化・複合化した生活課題に直面した場合においても、住み慣れた地域の中で支え合って暮らし続けられるよう、地域の支え合いの仕組みづくりを推進していく必要があります。 令和6年度は、地域数を増加したことにより相談件数も増えましたが、目標値の285件には達しませんでした。要因としては、地域福祉コーディネーターの新たな配置地域における住民との関係づくりに一定の時間を要するため、相談件数が目標値に届かなかったと考えられます。	

No. 2	事業1 地域における支え合い・助け合いの推進	担当
	生活支援体制整備事業の推進	高齢者在宅支援課
6年度 取組 成果	第2層SC(地域包括ケア推進員)と第1層協議体委員が相互の活動内容を共有することを目的に、第1層協議体委員が地域包括ケア推進員連絡会に参加し、情報交流を行いました。また、グループワークにおいて第2層協議体の立ち上げ方や現在までの活動内容を図式化した事例集の作成を支援をしました。この事例集は、杉並区地域ケア推進会議（令和7年2月）において発表・共有しています。 第2層協議体の活動状況について、地域包括ケア推進員を対象としたアンケートを実施しました。その結果を第1層協議体で協議するとともに、それらの課題を第3回生活支援体制整備連絡協議会（令和7年3月）において報告・共有しました。 区内でも運転手不足によるバスの減便やタクシー不足により、高齢者の移動に課題が生じているため、第1層協議体の部会として「移動を考える会」を発足（令和7年3月）し、課題の共有と今後に向けた意見交換等を行う場を設けました。 ○第2層協議体設置数 56組織（令和5年度60組織）	
課題の 分析	地域活動団体の担い手不足やサービス不足が進んでいるため、プレシニア（50歳～64歳）に向けて地域活動への参加を促すイベント「地域デビューイベント」を令和7年度に開催する等、地域づくりの担い手の養成及び活動とのマッチングに取り組んでいきます。 第2層協議体の運営において、目指す地域像や活動の目的が共有されていない状況が見受けられるため、地域の課題や協議体運営の課題を共有するとともに、ニーズに合わせた地域づくりの意義を伝えながら第2層協議体を支援していきます。 また、令和6年度から重層的支援体制整備事業が開始されたことにより、地域づくり事業として位置付けられている生活支援体制整備事業においても、これまで以上に多世代連携や組織横断的な取り組みを進める必要があります。	

No. 3	事業2 地域の見守り体制の充実	担当
	たすけあいネットワーク（地域の目）の実施 高齢者安心コールの実施 ICTを活用した高齢者在宅サービスの実施	高齢者在宅支援課
6年度 取組 成果	高齢者緊急通報システムや高齢者安心コールについて、広報すぎなみ(全戸配布の8月15日号)への紹介記事の掲載や、たすけあいネットワーク全体連絡会などのイベントの際にチラシを配布する等の周知に努めました。その結果、火災安全器具の設置については、令和5年度の25台から18台へと減少したものの、安心コール利用者は令和5年度の126世帯から132世帯へと6世帯増加し、緊急通報システム利用者は令和5年度の1,336世帯から1,384世帯へ48世帯増加しました。 ○緊急通報システム、火災安全器具給付、安心コールそれぞれの利用世帯数の合計 1,534世帯（令和5年度1,487世帯）	
課題の 分析	高齢者のみの世帯数の増加に伴い、急病時における対応や見守り、孤立死予防が求められています。緊急通報システムや安心コールはその備えになる事業です。また、認知症高齢者宅での火災事故を防止する火災安全器具給付事業の果たす役割も高まっています。これらのサービスを必要とする高齢者のみの世帯に対して、より一層効果的な周知活動を行っていきます。	

No. 4	事業3 地域活動団体等との協働	担当
	地域活動団体への支援	地域課
6年度 取組 成果	令和5年度に制作した町会・自治会の活動を紹介する動画の周知を様々なイベント・機会等を活用して行いました。また、加入促進やコミュニティ活動の活性化を図るための町会等の事業に対し、まちの絆向上事業助成として19団体(令和5年度比6団体増)へ助成金を交付したほか、町会・自治会専用掲示板の設置等については48基(令和5年度比13基増)に対して458万円(令和5年度比160万円増)の補助を行いました。その他、町会・自治会が抱えている課題解決のためにノウハウを持つ専門家によるサポート・アドバイス等の支援を行う[町会・自治会もう一步すすめ隊]事業で7件の相談を受け付けました。 さらに、地域区民センター協議会における地域住民との交流推進を図る講座や地域団体との協働事業などの実施を支援するため、4,742万円の補助を行いました。 ○地域住民活動の支援にかかる事業総数(まちの絆向上事業助成件数) 19件 (令和5年度13件)	
課題の 分析	町会・自治会の加入者の減少や役員の高齢化・担い手不足といった数年来の大きな課題がある中で、まちの絆向上事業助成や町会・自治会専用掲示板設置等補助などにより、町会・自治会活動の支援を行ってききましたが、抜本的な解決には至っていません。引き続き、要望の高い従前の支援事業を行うとともに、昨年度から着手した「町会・自治会もう一步すすめ隊」に加えて、マンション対策や町会・自治会活動の効率化に向けたDX化の推進等新たな支援策にも取り組むことにより、さらなる地域住民活動の活性化と課題解決を図っていきます。	

No. 5	事業4 災害時における地域の支え合いの推進	担当
	地域のたすけあいネットワーク(地域の手)登録者増に向けた取組の充実 震災救援所の要配慮者への対応強化 福祉救援所の充実 民間事業者との連携強化 震災救援所の運営に関するデジタル化 災害時要配慮者の避難場所の確保等	保健福祉部管理課 防災課
6年度 取組 成果	「地域のたすけあいネットワーク(地域の手)」については、登録者数の増に向けて、避難行動要支援者名簿登載者のうち、「地域の手」未登録者への一斉登録勧奨を行ったほか、広報紙や区ホームページへの掲載、福祉関係事業者による対象者への直接の働きかけの依頼など、様々な手段で制度の周知を図りました。計画数(1,700人)には至らなかったものの、登録者数は令和5年度と比べほぼ横ばいの10,600人となっています。 同制度の個別避難支援プラン作成の推進については、新たにプランに関する検討会を立ち上げ、4回の検討会議を開催し、主な作成者である民生委員・児童委員との意見交換を進めました。 また、災害時要配慮者の避難先を確保するため、新たに民間福祉施設3所との間で福祉救援所開設の協定を締結し、災害時の受入体制の拡充を図りました。 さらに、災害ボランティアネットワーク、地域包括支援センター(ケア24)、障害者地域相談支援センター(すまいる)、介護保険サービス事業者などでの会議や民間福祉施設での福祉救援所訓練に参加することにより、情報や課題の共有が図られ、連携を深めることができたほか、福祉救援所連絡会の開催により、各施設での開設マニュアルの整備を促すことができました。 ○地域のたすけあいネットワーク新規登録者数 1,385人(令和5年度1,705人) ○地域のたすけあいネットワーク登録率 30.7%(令和5年度 31.3%) 震災救援所に避難が見込まれる区民(想定10万4千人)が、発災後3日間を乗り切るための水や食料を備蓄するため、令和6年度は0.2日分、累計2.8日分を備蓄したほか、トイレ用収便袋・女性用備蓄セットを追加備蓄するとともに、間仕切りセットやエレベーター備蓄セットを新規に配備するなど災害備蓄品の充実を図りました。 震災救援所運営のデジタル化については、LINEを活用した避難者受付システム導入の検討を行うとともに、備蓄管理システムの導入に向け事業者とのヒアリングや関係課との調整を行いました。	
課題の 分析	「地域のたすけあいネットワーク(地域の手)」の新規登録者数は、令和5年度は能登半島地震の発生直後ということもあり、目標を達成しましたが、令和6年度は一般的に言われている発災から時間の経過とともに災害に備える社会全体の意識低下などが考えられ、目標達成には至りませんでした。 「地域のたすけあいネットワーク(地域の手)」制度の周知のため、ケアマネジャーや福祉事業者へのさらなる周知や、新たに危機管理部門と協力しながら全戸配布による制度の周知に加えて、YouTubeやSNS等を活用した取組を推進する必要があると受け止めています。 また、登録者数も10,600名と目標値を下回りましたが、これは、死亡や転出、施設入所などの理由による抹消件数が当初の見込みよりも多かったことが要因となっています。 近い将来、首都直下地震の発生が危惧される中、発災時にエレベーターに閉じ込められる危険性があることから、その可能性が高い区立施設を中心にエレベーターに備蓄品の配備を進めていきます。また、震災救援所で必要になる備蓄品は多様化し、現状の倉庫面積では狭隘となっているため倉庫の整備が欠かせません。そのため、区立施設の建替えや改修工事に合わせて災害備蓄倉庫、防災倉庫を整備する必要があります。	

No. 6	事業4 災害時における地域の支え合いの推進	担当
	災害ボランティアセンターの機能強化	杉並区社会福祉協議会
6年度 取組 成果	被災者支援活動（コーディネート）を円滑に進めるため、区内関係団体等とのネットワーク連絡会を開催しました（2回）。連絡会では、平時から活動支援における課題等を共有し、解決に向けた話し合いを行いました。 また、災害ボランティアセンター運営訓練については、職員向け訓練（研修）のほか、区民参加型の訓練も実施し、73人（区民19人、杉並災害ボランティアの会13人、区職員6人、社協職員35人）が参加しました。 「令和6年能登半島地震」においては2名の職員を輪島市社協に派遣し、現場での支援を通して多くを学びました。さらに、被災地を城西ブロック5社協で視察し、被災者の状況のほか、今後の事業やネットワークづくりに活かしていくため、被災地の社会福祉協議会や支援機関の取組について情報収集を行いました。	
課題の 分析	災害ボランティアネットワーク連絡会では、関係機関それぞれの知見から、日頃からの備えとして、情報発信環境やBCP、人材育成などについて活発に話し合い、実務に取り入れてきました。今後は、より円滑な支援活動を進めるため、サテライトの拠点確保やICT活用などの支援体制の強化に向けて整備していく必要があります。 また、発災時に災害ボランティアセンターの設置場所となるウェルファーム杉並においては、ボランティアの受入れ規模や車両等の出入が限られる等、運営面での課題が挙がっているため、令和7年度にはそれらの対応策についての検討を進めていきます。	

No. 7	事業4 災害時における地域の支え合いの推進	担当
	医療救護が必要な災害時要配慮者等の支援体制の充実	健康推進課
6年度 取組 成果	杉並区災害医療運営連絡協議会の下部組織として杉並区災害時周産期医療救護体制検討部会を設置し、杉並産婦人科医会や医師会とともに、分娩等緊急性の高い妊産婦の災害時における医療機関間での受入を調整する仕組みを構築することができました。令和6年4月から制度を開始した杉並区災害時透析医療救護体制について、透析患者へパンフレット等の配布や関係機関への講演会を実施し制度の周知を図りました。また、区内透析医療機関同士の通信訓練を3回実施し、医療機関の連携を強化しました。 また、災害時にもつながりやすい地域BWAを活用したWi-Fiアクセスポイントを緊急医療救護所、各保健センター、透析医療機関等に導入するなど、災害時の関係機関の備えや連携を強化しました。	
課題の 分析	杉並区災害時透析医療救護体制については、透析患者への周知や透析医療機関の災害時訓練などを通じ、引き続きより実行性のある体制整備に努めていく必要があります。 杉並区災害時周産期医療救護体制については、産科を標榜する病院へスタッフの応援体制が必要であることから、杉並産婦人科医会に所属する無床医療機関へアンケート調査を実施し、スタッフの連絡体制を構築する必要があります。	

施策2 自立し安心して暮らし続けられる支援の推進

<施策の概要>

目標	●複雑化・複合化する地域課題に適切に対応するため、より包括的な相談支援体制を構築していきます。 ●誰もが住み慣れた地域で、自分らしく自立して暮らし続けられるよう、成年後見制度等の権利擁護の仕組みや身近な地域で相談が受けられる体制の充実などを図ります。	
事業	1 成年後見制度等の利用促進 〈成年後見制度利用促進計画〉	5 生活困窮者やひきこもり等への自立支援体制の充実
	2 権利擁護の仕組みの充実と虐待防止	6 生活保護受給者等の支援
	3 身近な相談体制の充実	7 住宅確保要配慮者等の居住支援
	4 包括的相談支援体制の構築	8 再犯防止等の推進
		9 移動のための支援の充実

<施策指標>

No.	指標名	実績			計画
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和9年度
1	地域で支え合い、サービスや医療を受けながら、高齢になっても安心して暮らせる体制が整っていると思う区民の割合	27.2%	27.4%	29.4%	60%
2	成年後見制度の利用者数	1,020人	971人	948人	1,200人

<施策の取組状況>

権利擁護支援が必要な方を地域の各関係機関が連携し支えるため、成年後見センターが中核となり、地域連携ネットワークの強化を図り、ケース検討や意見交換を行いました。 また、子ども政策分野では、（仮称）杉並区子どもの権利に関する条例の制定に向けて、昨令和5年度より開催してきた子どもの権利擁護に関する審議会から令和6年7月に答申を得ました。答申と子ども等からの意見を踏まえ骨子案を作成し、区民等の意見提出手続を経て条例を制定しました。 住居の確保が困難な方に対する居住支援では、杉並区居住支援協議会等と連携した入居・生活支援や、住宅セーフティネット制度の周知及び家賃低廉化補助対象住宅を拡充して補助を行い、さらに、住宅に困窮するひとり親世帯や多子世帯への家賃助成や低額所得者への転居費用助成制度の創設に向け検討を進めました					
--	--	--	--	--	--

○令和6年度の主な取組（主要事業等）

事業1	成年後見制度等の利用促進〈成年後見制度利用促進計画〉	ほか
	・制度を必要とする人をつなぐ相談機能の向上	
事業2	権利擁護の仕組みの充実と虐待防止	
	・障害者の虐待防止の推進	
	・高齢者虐待防止と権利擁護の充実	
	・子どもの権利擁護の推進	
事業3	身近な相談愛誠の充実	
	・福祉なんでも相談の拡充	
事業4	包括的相談支援体制の構築	ほか
	・包括的相談支援の推進	
	・地域ケア会議の実施	
事業5	生活困窮者やひきこもり等への自立支援体制の充実	
	・生活困窮者に対する伴走型支援の実施（くらしのサポートステーション）	
事業7	住宅確保要配慮者等の居住支援	
	・高齢者向け住宅確保及び居住継続支援	
	・子育て世帯向け住宅確保及び居住継続支援	
事業8	再犯防止等の推進	ほか
	・更生保護団体の活動の促進等	

＜主な取組＞

事業 1 成年後見制度等の利用促進 《成年後見制度利用促進計画》	
担当 保健福祉部管理課	
計画 総括	令和6年度は、令和5年度に引き続き相談件数が前年比16%増加しました。広報等による普及啓発活動に加え、杉並区成年後見制度利用促進協議会の取組への運営支援等を行うことで、成年後見制度の利用促進や地域連携ネットワークの強化が図られ、区民への制度の普及が促進されました。また、法律・福祉の専門職による「専門相談」事業では、予約枠が毎月埋まり、関係機関へも事業が浸透してきています。更に、令和6年度は3年に1度の区民後見人養成研修実施年度であったため、基礎講座と実務研修の実施を支援し、区民後見人等候補者名簿への新規登録者が11名となりました。 また、杉並社協の地域福祉権利擁護事業に対する補助を実施するとともに、成年後見人等への報酬を負担することが困難な区民に対し、報酬助成を行いました。 ○成年後見センター相談件数 5,041件（5年度 4,343件 4年度 3,593件） ○杉並社協地域福祉権利擁護事業相談件数 11,659件（5年度12,043件 4年度12,683件） ○福祉サービス利用援助事業の契約者数 180件（5年度 191件 4年度 197件）
課題の 分析	急速に進行する少子高齢化により、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増えています。更に、認知症の症状のある方や親亡き後の知的障害のある方、精神障害のある方など、成年後見制度の利用が必要となる方の増加が見込まれます。成年後見制度の利用を必要とする人が早期の制度利用につながるよう、制度の周知を充実させるとともに、必要な人が必要な支援を受けられるよう、杉並区地域福祉推進計画に沿った支援を着実に進めていく必要があります。

No. 1	事業 1 成年後見制度等の利用促進	担当
	制度を必要とする人をつなぐ相談機能の向上	高齢者在宅支援課、在宅医療・生活支援センター、障害者施策課、杉並区成年後見センター、杉並区社会福祉協議会、保健センター
取組 状況	成年後見制度の利用が検討される高齢者や障害者に係る関係機関のケースカンファレンスや地域包括支援センター(ケア24)が行う地域ケア会議に、成年後見センター職員が参加し、実務者レベルでの連携強化を図りました(42回)。また、成年後見センターと杉並区社会福祉協議会との業務連絡会を毎月開催し、個別ケースについての課題を共有し、社会福祉協議会の地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の迅速かつ適切な利用の推進に努めました。 ○地域福祉権利擁護事業相談件数 11,659件（令和5年度12,043件）	

No. 2	事業 1 成年後見制度等の利用促進	担当
	意思決定支援や身上保護を重視した支援体制の構築	杉並区成年後見センター
取組 状況	相談者の主訴を把握し、成年後見制度が本人にとって必要であるかどうかを判断した上で、本人との面談、関係機関や親族との連携・調整を経て、家庭裁判所への後見等開始申立てまでの継続的な相談支援や手続き支援を実施しました。相談件数は令和5年度より698件増加の5,041件でしたが、新規相談は608人（令和5年度605人）で、令和6年度は継続的に長期に関わる事案が多くありました。 成年後見制度利用開始前及び開始後における区民等からの相談に対し、法律・福祉の専門職による「成年後見制度専門相談」を実施しました（166件／令和5年度149件）。 利用手続き支援については延べ2,205件実施しました（令和5年2,211件）。	

No. 3	事業 1 成年後見制度等の利用促進	担当
	権利擁護支援の地域連携ネットワークの推進	杉並区成年後見センター
取組 状況	地域連携ネットワークの中核機関として、関係機関との連携強化や、成年後見制度の利用を円滑に進めるため、杉並区成年後見制度利用促進協議会を開催しました。令和6年度は「任意後見制度」をテーマに困難事例の検討（3件）と効果的な周知・普及について意見交換を行い、地域連携ネットワークにおける関係機関との連携を深めました。	

No. 4	事業2 権利擁護の仕組みの充実と虐待防止	担当
	障害者の虐待防止の推進	障害者施策課
6年度 取組 成果	虐待防止の取組では、事業者向け研修を実施し、虐待予防の意識向上を図りました。また、養護者支援として障害当事者を介護している家族が、同じ立場の仲間と気軽に話ができる「すぎcha場」を開催し、普段の悩み事などを共有できる場を作りました。	
課題の 分析	虐待の通報件数は、事業者・養護者とも増加しています。虐待防止の取組については、事業者への研修実施のほか、養護者虐待についての知識の普及・啓発等を引き続き行っていく必要があります。	

No. 5	事業2 権利擁護の仕組みの充実と虐待防止	担当
	高齢者虐待防止と権利擁護の充実	高齢者在宅支援課
6年度 取組 成果	ケア24で受けた高齢者虐待相談件数は延べ2,578件で、高齢者虐待件数は、106件でした。また、財産管理権利擁護、成年後見制度に係る相談は、2,276件（令和5年度から203件減）となりました。 地域包括支援センター（ケア24）事業について、国の事業評価及び区独自の視点を追加した区事業評価を2回実施し、事業の質の向上を図りました。 職員専門研修では、新任者研修、介護予防ケアマネジメント研修、健康づくり研修、認知症研修、課題別研修等を開催して、ケア24職員の人材育成と質の向上を図りました。 センター長会や地域包括ケア推進員連絡会、課題別研修を実施し、各ケア24の活動や課題の共有、検討を行い、ケア24相互の連携強化を図りました。 ※高齢者虐待については次ページの「包括的相談支援の推進」にも記載あり	
課題の 分析	ケア24の総合相談は多岐にわたり、かつ高度・複雑化しているため、今後も引き続き、障害、医療福祉、子ども部門などとの連携を強化して、重層的な支援を行う必要があります。この間成果指標成果指標「地域包括支援センター20所の事業評価相談支援の平均得点」は各ケア24共満点を獲得していますが、今後も適時適切に評価項目の改善・見直しを行いながら、ケア24全体の質の向上を図るよう取り組んでいきます。 また、単身高齢者世帯や高齢者のみ世帯の増加、認知症高齢者の増加とともに、特殊詐欺や消費者被害にあう高齢者もいることから、権利擁護の視点からの支援の必要性が高まっています。自己決定に基づく契約等が十分にできない人等を早期に把握し支援できるように、高齢者虐待の通報を受けた場合等は速やかにあんしんサポートや成年後見センター等の相談支援機関と支援会議を行い、支援方針の共有を図るなど、相談支援機関とのネットワークを強化していく必要があります。	

No. 6	事業2 権利擁護の仕組みの充実と虐待防止	担当
	子どもの権利擁護の推進	子ども家庭部管理課
6年度 取組 成果	令和5年度に引き続き子どもの権利擁護に関する審議会（4回、うち部会1回）を開催し、（仮称）杉並区子どもの権利に関する条例の制定に向けた審議を行い、令和6年7月に答申を得ました。答申と子ども等からの意見を踏まえ骨子案を作成し、区民等の意見提出手続を経て条例を制定しました。区民等の意見提出手続では、38件延べ84項目の意見提出がありました。加えて、すぎなみフェスタで子どもの権利や条例制定に向けた取組を広く周知するとともに、条例制定後には条例の内容と区が行う取組を紹介するリーフレットを作成しました。また、子どもワークショップ（11回）を条例制定に向けた審議と並行して開催し、審議会が考えた子どもの権利や大人の役割に関する意見交換や、子どもの権利の効果的な普及啓発をテーマに区長を交えて座談会を行いました。	
課題の 分析	子どもが権利の主体として尊重され、子どもが安心して暮らすことが出来る地域社会を実現するためには誰もが子どもの権利について理解を深めるとともに、地域社会の一員として子どもの意見を聴き、子どもの権利の保障に関する施策に反映していくことが重要であり、いかに区民等に子どもの権利の考え方を浸透させるかが課題です。引き続きあらゆる年代層に向けて子どもの権利に関する普及啓発に取り組むとともに、こども基本法の趣旨を踏まえ、当事者となる子どもの声を継続的に聴きながら子どもの権利の保障に関する施策を推進していきます。	

No. 7	事業3 身近な相談体制の充実	担当
	福祉なんでも相談の拡充	杉並社会福祉協議会
6年度 取組 成果	地域区民センターまつりやすぎなみフェスタなどの地域イベント等を活用して、地域における困りごとへの相談対応を図る目的で、社協の各事業が連携して計15回の出張相談会を開催しました。特に地域福祉コーディネーターを配置している圏域のうち、まちナカ・コミュニティ西荻みなみやコミュニティふらっと等で「福祉なんでも相談」を行うなど、積極的に地域に出向き、制度やサービスのはざまにある相談を受け止め、必要に応じた伴走支援しました。また、地域に職員が出向くことで、相談者へのアウトリーチに加え、関係機関や地域の活動団体との情報共有、関係づくりの場にすることができました。 ○福祉なんでも相談件数 657件（令和5年度440件）	
課題の 分析	福祉なんでも相談では、早期に相談できる身近な窓口として、相談先に出向くことができなかつたり、必要な情報が届きづらい潜在的な対象者に向けての出張相談会等も行っています。困りごと等への気づき、ささえあいの意識、行動することの必要性などの普及啓発は、地域住民に対し引き続き積極的かつ継続的に行っていく必要があります。 今後も、ライフスタイルや価値観が変化していく中で、職員は積極的に地域に足を運んで、日常の相談業務や出張相談会、アンケートなどから継続的に地域の課題を抽出し、解決に向け取り組んでいく必要があります。	

No. 8	事業4 包括的相談支援体制の構築	担当
	包括的相談支援の推進	在宅医療・生活支援センター
6年度 取組 成果	在宅医療・生活支援センターでは、ケア24や保健センターなどの相談機関から複合的な課題を抱える世帯及び高齢者虐待に関する相談を408件受け付けた上で、相談機関のほか精神科医や弁護士等の専門支援員が参加する支援会議を124回開催し、支援内容等を検討しました。 また、困難事例及び高齢者虐待に関する研修を5回実施し、職員の相談・支援における対応力向上を図るとともに、高齢者虐待防止関係機関連絡会議を開催し、区の虐待対応について情報共有を行い、相互の連携を強化しました。そのほか、高齢者虐待の防止等に向けて、コミュニケーションに関する講演会を開催しました。 ○各相談機関から在宅医療・生活支援センターへの相談件数 408件（令和5年度451件） ○支援会議の開催回数 124件（令和5年度144件）	
課題の 分析	既存の制度の対象となりにくく、複合的な課題を抱える世帯を包括的に支援する体制を整えるため、相談機関の更なる連携強化を図っていく必要があります。 令和6年度は、各相談機関からの相談件数が目標値の430件に達しませんでした。その要因として、支援会議の活用方法や対応事例など相談機関が理解し、活用につなげる周知の取組が十分でなかったことが考えられます。	

No. 9	事業4 包括的相談支援体制の構築	担当
	地域ケア会議の実施	高齢者在宅支援課
6年度 取組 成果	各ケア24毎に開催する地域ケア会議は、166回開催しており、個別ケースの課題解決を図るとともに、共通する地域課題の検討を行い、高齢者の見守りや支え合いの体制を作りました。各ケア24管轄の介護支援専門員の支援については、ブロック毎の連絡会のほか、専門研修や情報共有、事例検討会を実施し、横のつながりを強化しながら、ケアマネジメント力の向上を図りました。また、地域の見守り体制を構築するため、あんしん協力員と協力し、たすけあいネットワークの全体連絡会を年1回、地域連絡会を各ケア24において年6回程度実施しました。	
課題の 分析	ケア24は、地域ケア会議の開催を通して、個別事例検討や、地域課題を検討する中で、地域高齢者の生活を支えるネットワークの構築を図ることができています。また、社会的に介護支援専門員の人材不足は大きな課題であり、その支援として、管轄内の介護支援専門員同士のネットワーク構築とスキルアップ支援が必要です。さらに、障害や医療等の他分野との円滑な連携が図られるように助言や支援を継続していきます。 また、たすけあいネットワーク（地域の目）の個別の見守りは、抵抗感のある人が増えていることが減少傾向の一因であるため、あんしん協力機関の登録の推進や早期にケア24に相談が入るよう、「ゆるやかな見守り」の取組について関係者や関係機関と共有していきます。	

No. 10	事業5 生活困窮者やひきこもり等への自立支援体制の充実	担当
	生活困窮者に対する伴走型支援の実施（くらしのサポートステーション） 子どもの学習支援事業の実施	杉並福祉事務所
6年度 取組 成果	自立相談支援事業では、引き続き伴走型の相談活動で支援プランの策定を積極的に行ってきました。就労支援についてはウェルファーム杉並内に就労支援センターの窓口があることから効果的な連携ができています。支援につながりにくい人に対するアプローチとして、出張相談、街頭相談等のアウトリーチの取組を充実させてきました。 子どもの学習・生活支援事業では区内関係各課との連携を図り、学習環境に課題のある子どもの居場所を継続して運営することができました。定期試験対策、高校受験対策にも力を入れたことにより、令和6年度も全員が高校進学を果たすことができました。 ひきこもり支援については、令和6年度は自立相談支援機関がひきこもり相談を受けています。区や家族会の支援により当事者会が発足し、ひきこもりの方の居場所が増加しました。 ○相談件数自立相談支援機関での相談件数 10,782件（令和5年度14,443件） ○相談者に係る支援プラン作成件数 449件（令和5年度 472件） ○自立相談支援実施後の新規就労者数 71人（令和5年度 78人） ○増収者数自立相談支援により収入が増収となった者 54人（令和5年度 107人）	
課題の 分析	令和5年度までのプラン作成数・就労者数・増収者数の増加は、社会的規制がなくなり経済状況が好転しているなか、対象者の課題に的確に寄り添った伴走型支援を続けた結果でした。しかし、ここにきて複合化・複雑化した課題を合わせ持つ世帯からの相談が増加していることから、効果が出るまでに時間がかかることが前述の各数値が減少している原因として考えられます。 また、相談が早期につながり、早期解決に至るよう、支援につながりにくい人に対するアプローチが課題となっていることから、自立相談支援機関では、出張相談、街頭相談をはじめ、アウトリーチの取組を充実させてきました。引き続き、町会・自治会等地域組織、医療機関、民生委員・児童委員との連携を図るとともに、周知に努め、各取組を強化していく必要があります。 子どもの学習・生活支援事業については子ども家庭支援センター、教育相談担当課（SSW、SC等）をはじめ区内関係各課や民間団体と引き続き連携を図り、学習環境に課題のある子どもの居場所を継続的に運営していきます。 ひきこもり当事者で相談につながっている人の数は、内閣府が実施したひきこもりに関する実態調査のひきこもり出現率と比較すると少ないのが現状です。区では、これまで自立相談支援機関をひきこもり相談の窓口としており、就労自立を最終的な目標に相談を受けてきました。こうした面がひきこもりの相談につながりにくさにつながった可能性が考えられます。これからは必ずしも就労にとらわれない、本人の自尊心を回復できる支援等に切り替えていく必要があります。令和7年8月から開始する「ひきこもり支援推進事業」は、東京都のガイドラインに則ったひきこもり専門相談窓口とし、自立相談支援機関との間で役割分担をしていくことが求められています。	

No. 11	事業7 住宅確保要配慮者等の居住支援	担当
	高齢者向け住宅確保及び居住継続支援 子育て世帯向け住宅確保及び居住継続支援	住宅課
6年度 取組 成果	住宅確保要配慮者に対し、杉並区居住支援協議会、居住支援法人、区の福祉関係部署等と連携して円滑な入居支援と入居後の安定した生活支援に取り組みつつ、セーフティネット住宅の登録促進のため、賃貸人向けの居住支援セミナーを行うなど、住宅セーフティネット制度の周知、利用促進に努めました。 セーフティネット専用住宅家賃低廉化補助については、継続分1件、新規11件の計12件に対して補助を行い、住宅確保用配慮者が低廉な家賃で入居できるように支援しました。 また、新たな支援策として、前年度に区営住宅の優遇抽選枠に申し込んだものの、物件のあっせんを受けられていないひとり親世帯、多子世帯に対する家賃助成や、低額所得者が家賃過重や住環境の改善を図るための転居費用助成について、令和7年度からの実施に向けた準備を行いました。	
課題の 分析	住宅確保用配慮者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、杉並区居住支援協議会や区の福祉関係部門と連携して入居後の生活支援に取り組んでいく必要があります。 住宅に困窮する低額所得者向けの住宅として区営住宅を含めた公営住宅がありますが、公営住宅への入居を希望しても、なかなか入居できないという方も多く、セーフティネット住宅や家賃助成などの施策によって、民間賃貸住宅を活用した居住を確保して行く必要があります。 単身高齢者世帯の賃貸住宅への入居については、孤独死や入居者死亡後の残置物処理に対する不安から、賃貸人の拒否感が大きいという現状があります。今後単身高齢者世帯の更なる増加が見込まれる中、賃貸人の不安を減らすための支援や取組が重要となります。	

No. 12	事業 8 再犯防止等の推進	担当
	更生保護団体等の活動の促進等 更生保護サポートセンターの移転・運営支援 再犯防止に関する普及・啓発活動の推進	保健福祉部管理課
6年度 取組 成果	更生保護団体、教育委員会、区議会、警察署、防犯、青少年育成団体等関係団体と「社会を明るくする運動杉並区推進委員会」を組織し、主要行事「ひまわりフェスタ」を、5年ぶりにセッション杉並で開催（約500人来場）するとともに、区立図書館5館と協働した特設展示「保護司が選ぶおすすめの本」の実施や、駅頭広報活動を6年ぶりに実施（111人参加。6駅で計画をしましたが、雨のため2駅が中止となり、4駅での実施となりました。）するなど、再犯防止や更生保護に関する普及・啓発を進めることができました。また、更生保護活動の中心的な役割を担う杉並区保護司会の活動費の一部助成や、杉並区更生保護サポートセンターの設置場所を提供することで、区内の更生保護活動を支援し、その充実を図りました。 ○社会を明るくする運動主要行事参加者数 611人（令和5年度1,780人） ○杉並区再犯者率（検挙者数に占める再犯者数の割合 令和5年 46%（令和4年 48.4%） ※毎年12月頃前年分の数値が提供される	
課題の 分析	杉並区再犯者率（検挙者数に占める再犯者数の割合）は、前年に続き若干の減少となりました。しかし、5割に近い数値で推移しているため、罪を犯した人が再び犯罪に手を染めることがないように、その立ち直りを支援する保護司の活動は益々重要になっています。 一方、更生保護活動の中心的役割を担う保護司数は、高齢化等による減少傾向が続いており、昨年起こった保護司殺害事件がその傾向に拍車をかけるのではないかと懸念されます。今後も保護司会をはじめとする更生保護団体に対する継続的な支援が必要です。また、更生保護ボランティアの存在や更生保護活動、再犯防止の取組について広く周知するため、より一層の普及・啓発活動を進める必要があります。	

施策3 地域福祉の基盤整備

<施策の概要>

目標	●地域福祉を推進するための環境を整えるため、誰もが気軽に集える場の整備をはじめ、地域福祉における担い手の育成や福祉サービスの質の向上を図るなどの取組を推進します。 ●国籍や性別、年齢の違いや障害の有無などに関わらず、誰もが暮らしやすい社会を実現するため、人と人との相互理解と支え合いによる、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。		
事業	1 気軽に集い交流できる場の充実	4 保健福祉サービスの質の向上	
	2 情報発信の強化及び情報格差の解消	5 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進	
	3 地域福祉の担い手の育成・支援		

<施策指標>

No.	指標名	実績			計画
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和9年度
1	第三者評価受審件数	102件	83件	107件	128件
2	地域の集いの場等の実施団体数	349団体	415団体	432団体	400団体

<施策の取組状況>

気軽に集い交流できる場として地域の方が運営する「きずなサロン」の立ち上げ運営を継続的に支援しました。また、小学校での放課後等居場所事業を令和6年4月から新たに2校で開始しました。 子どもの居場所づくりの取組について、子どもワークショップやオープンハウス型意見交換会を通じて、当事者である子どもや地域住民等の意見聴取を行い、令和7年1月に「杉並区子どもの居場所づくり基本方針」を策定しました。 人材育成や質の確保に向けて、高齢者分野では、ケア24の委託費増額による職員増や各種研修の実施、障害者分野では、介護職員の初任者研修等助成の開始や区と民間施設の職員が共に学ぶ研修、区の専門家による民間事業所への巡回指導などを行いました。また、保育分野では、心理士専門職などによる巡回訪問により区内保育施設を支援するとともに、中核園における地域懇談会等の取組を通じて、地域の保育施設間の連携・情報・共有を図りました。	
---	--

○令和6年度の主な取組（主要事業等）

- 事業1 気軽に集い交流できる場の充実
 - ・きずなサロンの支援事業の推進
 - ・小学生の放課後等居場所事業の小学校内での実施
- 事業3 地域福祉の担い手の育成・支援
 - ・ボランティア人材の育成及び研修事業の推進 ほか
 - ・災害ボランティアの養成
 - ・認知症サポーター等による認知症の理解促進
- 事業4 保健福祉サービスの質の向上
 - ・障害分野の福祉人材確保・育成の取組の推進
 - ・介護人材の確保・定着
 - ・保育士等の処遇改善・人材確保支援
- 事業5 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進
 - ・ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進
 - ・共生社会しかけ隊による合理的配慮の推進

＜主な取組＞

No. 1	事業1 気軽に集い交流できる場の充実	担当
	きずなサロンの支援事業の推進	杉並区社会福祉協議会
6年度 取組 成果	社協においては、きずなサロン運営者に、当該サロンの目的、継続に向けた意向を確認するヒアリングを実施しました。ヒアリングを通じて確認できた各々のサロンの目的等については、社協HPやSNSに掲載し、区民への周知の充実を図りました。 また、定期的にきずなサロン全体交流会を開催し、運営課題についての共通認識を深め、運営者の課題解決に向けた知識や意識改革に努めました。 ○きずなサロン数 47か所（立ち上げ2か所、終了2か所） ○延べ開催数 756回（令和5年度 712回） ○参加者数 10,871人（令和5年度 9,546人）	
課題の 分析	ひきこもりや独居高齢者問題が社会化していく中で、身近な居場所は重要です。しかし、きずなサロン等の身近な地域で集える「場」については、参加者の固定化や支え合う関係づくりの難しさが課題となっています。一方で関係者や地域住民からは、居場所が足りないことや、多種多様な居場所が求められています。また、サロン立ち上げの際には活動拠点の確保等が難しく、新たな地域資源や公共施設の活用も含め、さらに検討する必要があります。	

No. 2	事業1 気軽に集い交流できる場の充実	担当
	小学生の放課後等居場所事業の小学校内での実施	児童青少年課
6年度 取組 成果	小学生の放課後等居場所事業は、令和6年4月から新たに杉並第七小学校及び久我山小学校で開始し、小学校全40校中17校での実施となりました。また、一部の小学校で試行的に実施していた学校休業日（土曜日を除く）の利用時間の延長をすべての実施校に拡充したほか、子どもの安全及び保護者の安心の向上を図るため、すべての実施校に入退室管理アプリケーションを導入しました。そのほか、令和7年4月に向けて、杉並第三小学校、桃井第一小学校及び杏掛小学校での放課後等居場所事業の準備を進めました。	
課題の 分析	子どもを取り巻く環境の複雑化や居場所に対する多様なニーズに対応し、子どもの健全育成支援の充実を図っていくためには、「杉並区子どもの居場所づくり基本方針」に基づき、すべての子どもが成長段階に応じて安心して過ごせる多様な居場所づくりの取組を強力に進めていく必要があります。 放課後等居場所事業の全校実施に向けては、学校、関係団体、地域の方の事業への理解・協力が必要不可欠であることから、令和8年度、令和9年度各10校の開始に向けた準備を進めるに当たっても学校・地域への説明を丁寧に行っていく必要があります。	

No. 3	事業3 気軽に集い交流できる場の充実	担当
	ボランティア人材の育成及び研修事業の推進 ボランティアコーディネート事業の推進	杉並区社会福祉協議会
6年度 取組 成果	人材育成では、ボランティア活動を始めのきっかけとなるよう多様なテーマでボランティア講座「チャレンジ！ボランティア」を開催し、地域で活動する団体について知り、活動に関わってもらうことで地域課題に触れるきっかけを提供することができました（3講座、計58人参加）。青少年向けのボランティア体験講座「夏のボランティア体験」では、特養ホームやデイサービス、保育園など11施設で体験する施設プログラムと、聴覚障害者と手話で交流するプログラムと点字で視覚障害者と交流するプログラムを行いました。特に児童生徒においては、こうしたプログラム体験を通じ、福祉の芽を醸成していくきっかけとなりました（施設プログラム参加延97人、体験（交流）プログラム参加延58人）。 また、ボランティア活動に関する相談全般を受けるほか、ボランティア活動を希望する個人・団体とボランティア活動を必要とする方々へのコーディネートを行いました（新規相談件数271件、継続相談443件）。	
課題の 分析	社会参加や地域貢献活動への区民ニーズが多様化している中、ニーズを適切に読み取りながらマッチした事業を実施していく必要があります。（例えば座学のための講座ではなく、体験や見学も交える等により、参加者の興味関心にそった内容としています。） ボランティアコーディネートや各種事業を実施するにあたり、今後はさらにすぎなみ地域大学（地域課）や、すぎなみ協働プラザ等の関係機関と情報共有・連携を図りながら、より効果的な実施方法を検討します。	

No. 4	事業3 地域福祉の担い手の育成・支援	担当
	災害ボランティアの養成	杉並区社会福祉協議会
6年度 取組 成果	災害ボランティアセンター運営スタッフ養成講座を実施したほか、災害ボランティアセンター運営スタッフ養成講座の修了生を対象に、被災者に寄り添うニーズ把握についての講義・グループワークを実施しました。 ○災害ボランティアセンター運営スタッフ養成講座（全3回）参加者 15名 ○災害ボランティアスキルアップ講座 1回 参加者 24名	
課題の 分析	災害ボランティアセンターの運営にあたっては、地域住民の協力が必要不可欠です。地域住民による災害ボランティアの養成については、広報紙等を通じた災害ボランティアセンターの普及啓発と合わせて定期的な養成講座やスキルアップ講座を開催し、多くの区民に災害ボランティアの役割・機能の理解を促進するとともに、人材の育成に注力しながら、災害ボランティアセンターの体制の強化を図っていきます。	

No. 5	事業3 地域福祉の担い手の育成・支援	担当
	認知症サポーター等による認知症の理解促進	高齢者在宅支援課
6年度 取組 成果	認知症サポーター養成講座では、認知症を自分事として捉える視点を基本に据えて改訂された、認知症サポーター養成講座標準教材「認知症を学びみんなで考える」を活用し、認知症への正しい理解等の普及に努めました。 ○認知症サポーター養成講座開催回数 73回（令和5年度 57回） ○認知症サポーター新規養成者数 1,678人（令和5年度1,548人）	
課題の 分析	認知症サポーターの養成については、令和6年度計画2,500人に対して、実績1,678人（対計画比67.1%）となり計画数には届かなかったものの、令和5年度実績1,548人に対して令和6年度は130人増（対前年度比108.4%）となり、着実に認知症サポーター等を増やすことができました。	

No. 6	事業4 保健福祉サービスの質の向上	担当
	障害分野の福祉人材確保・育成の取組の推進	障害者施設支援課
6年度 取組 成果	公民事業所が連携して研修等の人材育成の取組を行えるよう事業者を支援する部署を令和6年度から設置しました。 また、新たなケーススタディ研修や課題別研修などを加え公民事業者連携による人材育成講座を16回（参加者504人）開催し、令和5年度の5回（124人）から大幅に増やしました。あわせて、区立障害者施設の専門職（PT・OT）による民間事業所への巡回支援として2施設に延べ24回の訪問の実施し、支援力の向上を図りました。 さらに、民間事業所の人材不足の解消に向け、人材確保に向けた講座やイベント、学生等への障害福祉の仕事の理解促進に向けた取組などを実施するとともに、人材確保・育成を図るために有資格者を増やすこととし、令和6年7月から介護職員初任者研修等の受講料の一部を助成する事業を実施しました。	
課題の 分析	令和4年度に実施した事業者を対象とした地域生活に関する調査でも7割以上の事業者が人材不足と回答しています。区でも事業者の人材確保・育成の取組を進めていますが、介護職員初任者研修等の有資格者となるための講座受講者は計画数値より少ないなど、さらなる取組を行う必要があります。	

No. 7	事業4 保健福祉サービスの質の向上	担当
	介護人材の確保・定着	介護保険課
6年度 取組 成果	令和6年度における介護職員への初任者研修等受講料の助成は、令和5年度に引き続き希望者が多く、91名の方に助成しました。 令和6年度から新たに開始した主任ケアマネジャー及びケアマネジャーを対象とする介護支援専門員法定研修受講料助成は、同年度から開始することとなった東京都の事業との併給により、効果的な執行を図ることとしました。しかし、併給可能な仕組みの構築に時間を要したため申請の受付開始が12月末となり、助成件数が当初の見込みを大幅に下回りました（当初見込145件、助成28件）。 事業者向け研修は、開催時期や方法を事業者の意向も踏まえて検討した結果、感染症対策に関する研修2回を削減する一方で、全体の研修回数を13回に拡大して行い、989名の参加がありました。 非常勤職員健康診断費の助成は24事業所に実施し、令和6年度末の介護職員定着率は令和5年度から3.5ポイント減少したものの、定着実人数は4名増加しました。	
課題の 分析	介護事業者向け研修については、事業者や介護職員が学びたい研修を的確に実施するため、広くアンケートを行い、寄せられた意見を踏まえて引き続き研修内容や研修方法等の見直し・改善を図る必要があります。 各研修受講料の助成については、介護職員の経済的負担軽減やキャリアアップにつながるよう、助成内容の更なる周知を行います。 介護職員定着率は、非常勤職員の健康診断等の助成対象者の年度末における在職者数の割合から算出しており、助成対象者110人に対する年度末在籍者数は103人（93.6%）で、定着率は過去5年以上にわたり90%を超えています。今後も研修への参加や介護職員への研修受講料助成など本事業の取組を活用し、介護職員のキャリアアップや育成（定着）、介護の質の向上を図ることができるよう取り組んでいきます。	

No. 8	事業4 保健福祉サービスの質の向上	担当
	保育士等の処遇改善・人材確保支援	保育課
6年度取 組 成果	私立認可保育所（本園158園、分園5園 令和6年4月1日時点）に、保育所運営のための施設型給付費、区加算運営費及び各種補助金の支出を行い、安定的な保育所運営、安全な保育環境の確保、保育の質の向上及び保育士等の処遇改善などを図りました。受入児童数は令和5年度比3,794人増の延べ133,574人となりました。 障害児・要配慮児への支援として医師による巡回指導を障害児指定園15所で延べ44回（令和5年度15所／61回）実施しました。また、心理専門職巡回指導（委託）を保育施設170所で延べ1,128回（令和5年度：177所／1,147回）実施し、会計年度任用職員による心理専門職巡回指導を保育施設60所で延べ212回（令和5年度：61所／214回）実施しました。さらに、保育施設の施設長からの相談を受け、助言等を行う区立保育園の園長経験者による巡回訪問を保育施設250所で延べ1,014回（令和5年度：257所／1,048回）実施しました。	
課題の 分析	私立認可保育所については、受入児童数が増加傾向にあり、施設型給付費、区加算運営費、及び補助金の支出額が6.6%（令和5年度比）増加しています。また、区加算運営費は、令和元年度に適正化を図るため見直しを行いましたが、国の保育士配置基準の見直し、保育需要の動向、及び私立認可保育所の経営状況等の多角的観点から、有効活用できるよう更なる見直しが必要です。 巡回指導・巡回訪問事業については、様々な種別の保育施設がある中で、巡回訪問員がそれぞれの施設長との信頼関係を築き、各園の状況を把握し、適切な助言をすることで保育の質の向上を図ることが目的です。 共働き世帯の増加による長時間保育への対応や多様な子どもの受け入れなど、社会情勢の変化に伴い保育ニーズも変化しており、保育者には高い専門性や家庭の状況に合わせた柔軟な対応等が求められることから、子どもとの関わり方や保護者対応等に悩む保育者も少なくなく、保育巡回支援担当に寄せられる相談の内容も多岐にわたり、頻度も多くなっています。引き続き、更なる保育の質の向上のため、巡回指導・巡回訪問事業を行います。	

No. 9	事業5 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進	担当
	ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進	都市整備部管理課
6年度 取組 成果	「杉並区バリアフリー基本構想」で定めた4つの重点整備地区（荻窪駅周辺地区、阿佐ヶ谷駅周辺地区、富士見ヶ丘駅・高井戸駅周辺地区、方南町駅周辺地区）を中心としたバリアフリー化を具体化するため、令和5年度から令和12年度にかけて各事業者が取り組む内容を定めた「特定事業計画」の進捗管理を、障害当事者や学識経験者、地域団体、関係機関等から構成される「バリアフリー推進連絡会」等を通じて行いました。 また、協働提案事業により、障害当事者と直接対話する機会を設けることで、区内施設及びそのアクセスルートに対するバリアフリーの課題解決に取り組むとともに、今後の施設整備の参考となるよう、関係所管への情報提供を行いました。 このほか、誰もが安全かつ安心して鉄道駅を利用できるよう、京王井の頭線久我山駅のホームドアの整備費の一部について、助成を行いました。 ○区内鉄道駅のホームドア完備駅数（整備率※）6駅（31.6%）（令和5年度5駅（26.3%）） ※整備率：ホームドアを全ホームに完備した駅数÷区内全駅数（19駅）×100	
課題の 分析	「杉並区バリアフリー基本構想」で掲げる「誰もが安心して快適に暮らし、共生するまち」を実現するため、各事業者が取り組む特定事業計画の進捗管理を適切に行うとともに、「バリアフリー推進連絡会」での意見交換などを踏まえ、着実に各施設のバリアフリー化を図ることが求められています。あわせて令和6～7年度にかけて実施している協働提案事業により、障害当事者と直接対話する機会を設けることで、より障害当事者の目線に立ったバリアフリーの課題解決に取り組むことと、事業終了後を見据えた対応の検討が必要となります。 また、視覚障害者をはじめとした駅利用者のホームからの転落事故等を防止するとともに、誰もが安全に安心して鉄道駅を利用できるよう、各鉄道事業者に対して助成による支援を行うことで、ホームドアを早期に整備する必要があります。	

No. 10	事業5 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進	担当
	共生社会しかけ隊による合理的配慮の推進	障害者施策課
6年度 取組 成果	令和6年度から合理的配慮の提供が民間事業者に義務化されたことを理解促進の良い機会と捉え、合理的配慮の提供についてわかりやすく伝えるためのガイドブックを作成しました。ガイドブックは区立施設等へ配布を行うとともに、ガイドブックを活用した講座を職員、区立地域施設の管理者向けに実施しました。また、障害当事者、支援者、施設職員等からなる「共生社会しかけ隊」では、障害当事者が利用する頻度が高い医療機関をより利用しやすくなるよう、利用者の立場からソフト面やハード面の対応で良かった事例をまとめた解決ヒント集を医師会協力のもと作成しました。 ○共生社会しかけ隊を実施した施設数 16所（令和5年度 13所）	
課題の 分析	区では障害の有無に関わらず、誰もが認め合い支え合う共生社会の実現に向けた取組を実施しています。令和6年度に実施した区民意向調査では障害者差別解消法や合理的配慮の認知度は4割程度となっており、引き続き普及啓発が必要です。また、合理的配慮への理解促進に向け、作成したガイドブックを活用した講座を引き続き実施していく必要があります。	

地域福祉・困難な問題を抱える女性への支援に関する区の新たな取組・課題

1 ひきこもり相談窓口「ゆるりと杉並」(令和7年8月～)

ひきこもり状態にある当事者が社会的孤立や経済的困窮に陥ることのないよう、本人の自尊心の回復とその人なりの社会参加ができるような支援を行う、ひきこもり専門の相談窓口を開設しました。

電話・Eメール・LINEからの相談のほか、来所・オンラインでの対面相談も実施します。

また、ひきこもりの当事者やご家族同士が集まる懇談会も実施します。

受付：月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）正午～午後8時

電話：03-6903-6004

2 TOKYO 広域連携事業への参画

令和7年度から区は、「生きづらさを抱える女性たち」が、同じ問題を抱える人を知り、交流し、共感する中で回復し、人とともに活動する力を得ていく場をつくることを目的とする「TOKYO 広域連携事業」へ参画しています。

①参加自治体（杉並区を含め10自治体）

新宿区、文京区、豊島区、武蔵野市、昭島市、日野市、国分寺市、国立市、東大和市

②ひきこもり UX 女子会

ひきこもり状態にあったり、生きづらさを感じる女性向けに経験談等の講義と当事者同士の交流を行います。

③つながる待合室

当事者や当事者の家族、支援者、生きづらさに関心のある方同士が参加し、交流を行います。なお、つながる待合室は参加者の性別を問いません。

3 女性の心と体の健康LINE相談

女性の健康相談の充実等によりライフステージに応じた健康づくりの取組を推進します。

①女性のLINE相談 まるっとヘルスケア(令和7年4月～)

月経トラブル、PMS（月経前症候群）、更年期の体調不良などについて、看護師や心理士、栄養士など専門家がアドバイスします。（回数に制限なく、何度でも無料で利用可）

②妊活LINEサポート事業(令和3年7月～)

妊活不妊治療について、病院の選び方、費用・助成制度、治療中の不安などを専門家に相談できます。（令和7年度からは、回数に制限なく、何度でも無料で利用可）

③すぎなみ 妊娠SOS(令和7年4月～)

予期せぬ妊娠、緊急避妊薬（アフターピル）、生理が来ない不安などを専門家に相談できます。（まるっとヘルスケアに合わせて開始）

女性の健康相談 各事業利用延べ人数（人）

事業	R3	R4	R5	R6	R7.4-7月
妊活LINEサポート事業	49	93	62	66	105
まるっとヘルスケア					170
すぎなみ妊娠SOS					2
計	49	93	62	66	277

4 福祉事務所における女性相談支援体制の強化

新たに女性相談調整担当係長を配置し、「困難な問題を抱えるすべての女性がありのままで自分らしく自立して暮らせる社会の実現」に向けて、令和7年度は以下のとおり進めています。

①杉並区の実態の把握と課題の整理等

相談内容は複雑化・複合化していることに加えて、見えづらいという特性があるため、様々な角度から現状を把握するとともに、相談業務に必要な情報を三福祉事務所で共有できるデータベースを作成し、柔軟で効果的な解決を図っています。

②早期の把握、寄り添った相談から被害回復支援の提供

令和7年度から新たに民間団体との外国人等への同行支援協定や、弁護士事務所とのアドバイザリー協定を締結し、相談支援体制の強化を図るとともに、相談員が安心して相談支援ができる体制づくりを進めています。そのほか、民間団体との協働事業も視野に、早期把握に向けた取組の検討を進めます。

③多様な主体との支援体制整備と早期の把握

令和7年度は、庁内支援体制の整備として、個別ケースの支援調整会議のほか、女性相談支援員による定例会の開催、配偶者暴力支援センター実務者会議等6月末までで計21回開催しました。そのほか、民間団体との連携を図っていくため、近隣の女性支援団体へアンケートを実施し、今後、連絡会の開催に向けて調整しています。

5 生理用ナプキンの無料配布試行

ジェンダーギャップ解消、女性の健康支援を目的として、令和6年度から区役所本庁舎及び地域区民センターで試行実施している生理用ナプキンの無料配布を継続し、効果検証を行います。また、地域区民センターでの無料配布は令和6年度の3所から6所に拡充しました。

6 ジェンダー平等に関する審議会（令和7年1月～）

ジェンダー平等の社会の実現に向けて、区民や専門的な知見を持つ委員が、区が今後取り組むべき課題や目指す未来像について審議する「杉並区ジェンダー平等に関する審議会」を令和7年1月に設置しました。全8回の審議会後の答申を受けて、今後の具体的な取組を検討します（9月に区長に答申予定）。

7 〈課題〉単身高齢者等への対応

- 孤独・孤立のリスク
- 相談や支援、居場所
- 身寄りのない人の入院への対応（救急車への同乗や医療費支払い等）
- 安否確認
- 各種手続きや日頃のちょっとしたことの手助け
- 権利擁護
- ヘルパーやケアマネ、民生委員・児童委員、地域団体等の負担
- 必要な支援の在り方の検討